

5	年	保	存
令和12年3月31日満了			
F N o . - 01010802			
崎装（管財）第213号			
令和7年1月29日			

各 部 長
各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察施設案内板設置事業実施要領の制定について（通達）

長崎県警察施設案内板設置事業については、「長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱」及び「長崎県警察施設案内板設置事業実施要領の制定について（通達）」（令和元年9月6日付け崎装（管財）第175号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、この度、所要の見直しを行い、新たに別添要領を制定し、令和7年1月29日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年1月29日限りで廃止する。

本件担当	装備施設課管財係（警電 2290～2292）
------	------------------------

別添

長崎県警察施設案内板設置事業実施要領

第1 目的

この要領は、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長崎県警察施設（以下「警察施設」という。）における案内板設置事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

1 庁舎等

長崎県警察が管理する行政財産のうち庁舎、その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

2 案内板

警察行政情報と広告枠が一体となったデジタルサイネージ式案内板をいう。

3 設置事業者

長崎県（以下「県」という。）と案内板の設置場所の貸付契約を締結した者（借受人）をいう。

4 広告主

案内板に広告を掲出することを希望する者をいう。

5 広告掲出

案内板の広告枠に民間企業等の広告を掲出することをいう。

第3 設置場所の貸付

設置場所の貸付けは、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、庁舎等の余裕部分と認められる場所を設置場所として貸し付けるものとする。

第4 契約方法

1 案内板の設置については、一般競争入札によりその設置場所を貸し付けるものとする。

2 前記の入札の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

第5 貸付期間

1 貸付期間は3年間（年度の中途から貸付けを行う場合にあっては、貸付開始日から当該貸付開始日の属する年度の翌々年度の末日までの期間）を原則とする。

2 貸付期間の更新は行わないものとする。

第6 貸付料

入札に付する貸付料は、貸付期間における貸付料の総額とする。

第7 費用負担

案内板の設置（案内板の電力使用量計測用子メーターの設置を含む。）、運営及び撤去に要する費用は、設置事業者の負担とする。

第8 広告主の募集

広告主の募集は、設置事業者が行うものとする。

第9 広告掲出の範囲及び基準

案内板に掲出する広告の範囲及び基準については、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱第5条並びに長崎県県有施設広告掲出取扱基準第2条及び第3条の規定の定めるところによる。また、長崎県警察が適切でないと判断する広告は掲出を認めないものとする。

第10 広告掲出の申込方法

設置事業者は、広告主及び広告内容等について、長崎県警察が指定する日までに申込書、誓約書、広告原案（データ）を提出するものとする。

第11 広告掲出の審査等

- 1 長崎県警察は、申込みのあった広告について、要綱及び広告基準に基づき審査を行い、広告掲出の可否を決定、設置事業者に通知するものとする。
- 2 設置事業者は、広告主の広告内容に変更がある場合は、広告原案（データ）を提出し、長崎県警察の審査を受けるものとする。
- 3 広告掲出決定後又は広告掲出中に、問題が発生又は顕在化するなどし、長崎県警察としての品位・信頼性を損なうおそれがあると判断した場合は、長崎県警察は、直ちにその広告を修正又は削除を依頼することができ、設置事業者はその依頼に従わなければならないものとする。

第12 設置事業者及び広告主の責務

- 1 設置事業者及び広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 設置事業者及び広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、設置事業者及び広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 設置事業者は、広告枠において、「長崎県及び長崎県警察は財源確保のために

広告を掲出しており、特定の事業者やその製品、サービス等を推奨するものでなく、当該広告は民間事業者等の広告欄である」旨を注記ものとする。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要な事項についても注記するものとする。

第13 貸付けにおける禁止事項

案内板設置場所の貸付けにおいては、次に掲げる行為は認めないものとする。

(1) 貸付場所を案内板の設置及び運営以外の目的で使用する事。

(2) 貸付場所の賃借権の譲渡又は転貸

第14 契約の解除

1 県は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 設置事業者が契約に違反したとき。

(2) 地方自治法第238条の4第5項の規定により準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、県が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。

2 県は、設置事業者に次のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに契約を解除することができるものとする。

(1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手續きの開始の決定があったとき。

(3) 2か月以上設置場所を使用しないとき。

(4) 県及び長崎県警察の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(5) 設置事業者の信用が著しく失墜したと認められるとき。

(6) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、県が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(7) 長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けたとき。

(8) 前記に準ずる事由により、県が契約を継続しがたいと認めたとき。

3 設置事業者は貸付期間中における各年度の末日の3か月前までに、長崎県警察を通じ、県に対して文書で解約の申入れを行うことにより、当該年度の末日をもって契約を解除することができるものとする。

4 県は、解約の申入れがあったときは、設置事業者に対し貸付契約が前記の日を

もって解除となる旨の通知を行うものとする。

- 5 県が第14の1(2)により契約を解除した場合において、設置事業者に損害が生じたときは、設置事業者は県にその補償を請求できるものとする。

第15 貸付場所の返還

貸付期間の満了又は契約が解除となった場合においては、設置事業者の費用で遅滞なく貸付場所を原形に回復し、長崎県警察に返還するものとする。

第16 貸付期間終了の通知

県は、長崎県警察を通じ、貸付期間の満了の1年前から6か月前までの間に、設置事業者に対し貸付期間が終了する旨の通知を行うものとする。

第17 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、長崎県警察と設置事業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第18 裁判管轄

この要領に定める案内板設置事業に関する訴訟は、長崎地方裁判所に提訴するものとする。

第19 その他

この要領に定めるもののほか、案内板設置事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。